そばの作付作業等受委託契約書

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書の定めるところにより、そばの作付け作業等受委託契約を締結する。

この契約書は、２通作成し受託者及び委託者がそれぞれ１通を所持する。

令和６年　４月　１日

委託者（甲）

住　　所

氏　　名

電話番号　　　　　（　　）

携帯電話

受託者（乙）

住　　所　　小美玉市部室1151番地7

氏　　名　　一般財団法人小美玉農業公社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　細谷　博之

第１条　甲は、乙に対し、裏面の農用地について、「委託する作業等の種類」欄に記載した農作業等を委託し、乙はこれを受託する。

第２条　甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産・収穫された農作物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

第３条　乙は、前条により甲が乙に販売を委託した販売金は、刈取・乾燥経費代に充てることとする。ただし、農産物の販売代金が作業経費より不足するような場合は、甲に不足分の経費を請求できるものとする。

第４条　経営所得安定対策等交付金及び小美玉市水田活用事業補助金の請求は、乙が一括して行い、農作業等の経費を差し引いた金額を甲の口座に振り込むこととする。（農協口座以外の振込手数料は甲の負担とする）

第５条　乙は、気象条件や水害その他の災害により受託した農用地で作業ができないことや，収量の減少、農用地等の損壊、滅失等乙の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

第６条　本契約の有効期間は、**令和６年４月１日から令和７年３月31日まで**とする。

第７条　甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更することが生じた場合には、甲乙協議のうえ変更ができるものとする。

以上

農作業を委託しようとする土地の表示及び作業の種類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 土地の所在地 | 地目 | 耕作面積（㎡） | 委託する作業等の種類 | 備考 |
| 管理耕起以外の基本作業 | 管理耕起 |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 播種(3,700円) | 収穫(7,000円) | 乾燥(800円/袋) | 草刈(5,500円) | 耕起(6,500円) |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**注意**

１．「土地の所在地」、「地目」、「耕作面積」欄は、営農計画書から転記してください。

２．そばの作付けを委託する圃場を記入し、委託する作業欄に○を記入してください。

３．耕起は、播種作業をするまでに行ってください。

４．播種作業を公社に委託する場合には、品種規格統一のため公社の種子を使用させていただきます。

**５．そばの販売金額によっては、②収穫作業代の一部を徴収する場合がありますので、ご理解願います。（最大7,000円/10ａ）**